

# 教 育 委 員 会 6 月 定 例 会

令和7年6月27日(金)  
午前 10時00分  
教育委員会会議室

## 【議事日程】

日 程 第 1 議事録署名委員の指名について

日 程 第 2 教育長の報告

日 程 第 3 ・教委議案第20号  
大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程  
について

日 程 第 4 ・教委議案第21号  
令和7年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

日 程 第 5 ・一般業務報告

## 日程第5 一般業務報告について

### 内 容

1. 青少年教育センターにおける令和7年度事業概要について

野崎・北条青少年教育センター  
前島所長・青木所長

2. (仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について

教育企画室  
有東次長

令和7年 5月

令和7年6月27日  
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	木	校園長会、学校訪問(谷川中)	
2	金	学校訪問(深野小・北条小・深野中)	
3	土	憲法記念日 第42回人権パネル展	
4	日	みどりの日	
5	月	こどもの日	
6	火	振替休日	
7	水	学校訪問(北条中・四条北小・氷野小)	
8	木	学校訪問(泉小・灰塚小)、経営会議、憲法週間記念のつどい	
9	金	学校訪問(大東中・諸福小・諸福中)	
10	土	大東市PTA協議会総会	
11	日		
12	月	特別議会	
13	火		
14	水		
15	木	学校訪問(諸福幼・三箇小)	
16	金	青少年教育センター訪問(野崎・北条)、谷川中学校区学校運営協議会	
17	土	大東市スポーツ少年団本部総会	
18	日	大東市わんぱく相撲大会	
19	月		
20	火	教頭・主任会、学校訪問(南郷小)、南郷中学校区学校運営協議会	
21	水	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会(アウィーナ大阪)	
22	木	DX推進本部会議、幹部会議	
23	金	社会教育委員会議、大東市青少年協会総会	
24	土		
25	日		
26	月	表敬訪問(空手)、深野中学校区学校運営協議会	
27	火		
28	水	運動会(灰塚小)	
29	木	「交通事故をなくす運動」推進本部総会	
30	金	教育委員会定例会	
31	土	運動会(住道北小、住道南小、南郷小、氷野小、四条北小)	

《備考》  
変更となる場合があります。

令和7年 6月

令和7年6月27日  
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	日		
2	月	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
3	火	校園長会	
4	水		
5	木	大東市人権教育研修会	
6	金	ボイス視察	
7	土		
8	日		
9	月	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
10	火	諸福中学校区学校運営協議会	
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	住道中学校区学校運営協議会	
19	木	教頭・主任会、管理職選考(面接)	
20	金	予算決算委員会(後期全体会)	
21	土	大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会(北河内大会)	
22	日		
23	月	本会議	
24	火	本会議	
25	水	本会議	
26	木		
27	金	<b>教育委員会定例会</b>	
28	土		
29	日		
30	月		

《備考》  
変更となる場合があります。

令和7年 7月

令和7年6月27日  
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	火		
2	水		
3	木	校園長会、北河内地区教育長協議会	
4	金	大阪府都市教育長協議会定例会	
5	土		
6	日		
7	月	北河内地区教育長協議会管外研修	
8	火	北河内地区教育長協議会管外研修	
9	水	大阪府四條畷保健所運営協議会	
10	木	教頭・主任会	
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木	幹部会議、庁舎整備に関する推進本部会議	
18	金		
19	土		
20	日	野外活動センターオープニングセレモニー	
21	月	海の日	
22	火	北河内地区教育長協議会研修会、青少年健全育成市民大会	
23	水		
24	木		
25	金	大阪府都市教育長協議会夏季研修会	
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水	大東市教育研究フォーラム	
31	木		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

教委議案第20号

大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第19号及び第25条第2項第2号の規定に基づき、大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和7年6月27日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市教育委員会が行う奨励援助の承認基準の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程（案）

令和 7 年 月 日

教委庁達第 号

大東市教育委員会奨励援助に関する規程（平成 17 年教委庁達第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「基準」の次に「(第 7 条において「奨励援助基準」という。)」を加え、同条第 2 号ア及びイ中「事業の内容が」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、事業の主催者が前項第 1 号ウに該当する団体であるときは、前項第 2 号に掲げる事項に加え、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、事業の奨励援助を行うものとする。ただし、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当しない場合であっても、教育長が特に必要と認めるときは、事業の奨励援助を行うことができる。

(1) 参加者に入場料、参加費等の金品（出品料、出店料その他これらに類するものを除く。）の負担を求める場合には、教育長が別に定める金額を超えないもの（事業の主催者が本市において活動実績を有する団体である場合を除く。）

(2) 事業が本市、隣接する市その他教育長が別に定める市において開催されるもの  
第 5 条中「者」の次に「(以下「奨励援助決定者」という。)」を加える。

第 7 条の見出しを「(承認決定の取消し)」に改め、同条中「偽りその他不正な手段により承認を受けた者に対して」を「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」に改め、「承認」の次に「の決定」を加え、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 奨励援助決定者が偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 事業が奨励援助基準を満たさなくなったとき。

(3) 奨励援助決定者が第 4 条第 3 項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたとき。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 教育長は、前項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消したときは、奨励援助承認決定取消通知書（様式第 4 号）により、当該奨励援助決定者に通知するものとする。

第9条を第10条とする。

第8条中「奨励援助の承認を受けた者」を「奨励援助決定者」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(賞状の返還)

第8条 教育長は、前条第1項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励援助決定者に交付した賞状があるときは、その返還を命じることができる。

様式第1号を次のように改める。

奨励援助申請書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

（申請者）団体名  
ふりがな  
 代表者名  
 住 所  
 連 絡 先

（担当者）氏 名  
 住 所  
 連 絡 先

大東市教育委員会奨励援助に関する規程第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

奨 励 援 助 名	共 催	後 援	賞 状 交 付
開 催 事 業 名			
事 業 開 催 の	目 的		
	内 容		
	日 時		
	場 所		
	対 象		
	参加者負担	あり（	円）
他の後援等申請先			
広報チラシ等配布	あり（対象：	）	なし
誓 約 事 項 等	（確認の上、□にチェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> 申請者は、大東市暴力団排除条例第2条第1項から第3項までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 上記誓約に反することが明らかになった場合は、承認を取り消されても異存ありません。 <input type="checkbox"/> 承認を取り消された場合において申請者に損害が生ずることがあっても、大東市教育委員会がその賠償の責を負わないことについて同意します。 <input type="checkbox"/> 上記誓約内容を確認するため、大東市教育委員会が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。		

※添付書類 実施要綱又は事業計画書、収支予算書、役員名簿、その他

様式第4号中「第8条」を「第9条」に、「あて先」を「宛先」に、

「

開催場所	
参加者数	

」

を

「

開催場所	
他の後援等団体	
参加者数	

」

に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

第 号  
年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助承認取消通知書

年 月 日付け大東教委 第 号で承認の決定を行った奨励援助について、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第7条第1項の規定により、下記のとおり承認の決定を取り消します。

記

1 対象事業名

2 取消しの理由

[ ]

※ 上記の決定については、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から後援名義等の名称を削除すること。

また、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しません。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

大東市教育委員会奨励援助に関する規程新旧対照表

新	旧
<p>○大東市教育委員会奨励援助に関する規程 平成17年6月14日 教委庁達第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育又は学術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）に対し、共催、後援及び賞状交付（以下「奨励援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。</p> <p>(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。</p> <p>(奨励援助の承認基準)</p> <p>第3条 委員会が事業の奨励援助を行う場合の基準 <u>第7条</u></p>	<p>○大東市教育委員会奨励援助に関する規程 平成17年6月14日 教委庁達第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育又は学術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）に対し、共催、後援及び賞状交付（以下「奨励援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。</p> <p>(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。</p> <p>(奨励援助の承認基準)</p> <p>第3条 委員会が事業の奨励援助を行う場合の基準は、次に</p>

において「奨励援助基準」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であること。
  - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体
  - イ 教育研究機関、教育研究団体、教育に関する法人等公共性を有する機関又は団体
  - ウ 団体の設立目的、活動状況等が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に反しないと認める団体
- (2) 事業の内容が次に掲げる事項に該当するものであること。
  - ア 教育又は学術の振興に寄与するもので、公共性のあるもの
  - イ 委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に即したもの

2. 委員会は、事業の主催者が前項第1号ウに該当する団体であるときは、前項第2号に掲げる事項に加え、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、事業の奨励援助を行うものとする。ただし、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当しない場合であっても、教育長が特に必要と認めるときは、事業の奨励援助を行うことができ

掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であること。
  - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体
  - イ 教育研究機関、教育研究団体、教育に関する法人等公共性を有する機関又は団体
  - ウ 団体の設立目的、活動状況等が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に反しないと認める団体
- (2) 事業の内容が次に掲げる事項に該当するものであること。
  - ア 事業の内容が教育又は学術の振興に寄与するもので、公共性のあるもの
  - イ 事業の内容が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に即したもの

る。

(1) 参加者に入場料、参加費等の金品（出品料、出店料その他これらに類するものを除く。）の負担を求める場合には、教育長が別に定める金額を超えないもの（事業の主催者が本市において活動実績を有する団体である場合を除く。）

(2) 事業が本市、隣接する市その他教育長が別に定める市において開催されるもの

(承認)

第4条 事業の奨励援助を受けようとする者は、当該事業の開始日1か月前までに、奨励援助申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施要綱又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励援助の承認の決定をした場合は奨励援助承認決定通知書（様式第2号）により、不承認の決定をした場合は奨励援助不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申

(承認)

第4条 事業の奨励援助を受けようとする者は、当該事業の開始日1か月前までに、奨励援助申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施要綱又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励援助の承認の決定をした場合は奨励援助承認決定通知書（様式第2号）により、不承認の決定をした場合は奨励援助不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申

請を行った者に通知するものとする。

3 教育長は、奨励援助の承認に当たって、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第5条 事業の奨励援助の承認を受けた者 (以下「奨励援助決定者」という。) は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、この限りでない。

(承認の制限)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励援助を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする事業
- (2) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれのある事業
- (3) 事業の規模及び内容から勘案して著しい教育的効果が期待できない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めた事業

(承認決定の取消し)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認める

請を行った者に通知するものとする。

3 教育長は、奨励援助の承認に当たって、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第5条 事業の奨励援助の承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、この限りでない。

(承認の制限)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励援助を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする事業
- (2) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれのある事業
- (3) 事業の規模及び内容から勘案して著しい教育的効果が期待できない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めた事業

(承認の取消し)

第7条 教育長は、偽りその他不正な手段により承認を受け

ときは、奨励援助の承認の決定を取り消すことができる。

(1) 奨励援助決定者が偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 事業が奨励援助基準を満たさなくなったとき。

(3) 奨励援助決定者が第4条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消したときは、奨励援助承認決定取消通知書（様式第4号）により、当該奨励援助決定者に通知するものとする。

（賞状の返還）

第8条 教育長は、前条第1項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励援助決定者に交付した賞状があるときは、その返還を命じることができる。

（報告）

第9条 奨励援助決定者は、事業完了後1か月以内に、奨励援助事業報告書（様式第5号）に事業の決算書を添付して、教育長に提出しなければならない。

た者に対して、奨励援助の承認を取り消すことができる。この場合において、交付した賞状があるときは、その返還を求めることができる。

（報告）

第8条 奨励援助の承認を受けた者は、事業完了後1か月以内に、奨励援助事業報告書（様式第4号）に事業の決算書を添付して、教育長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨励援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第4条関係)

(略)

様式第4号(第7条関係)

(略)

様式第5号(第9条)

(略)

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨励援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第4条関係)

(略)

様式第4号(第8条関係)

(略)

## ○大東市教育委員会奨励援助に関する規程

平成17年6月14日

教委庁達第1号

(目的)

第1条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育又は学術の振興に寄与する事業（以下「事業」という。）に対し、共催、後援及び賞状交付（以下「奨励援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。

(奨励援助の承認基準)

第3条 委員会が事業の奨励援助を行う場合の基準（第7条において「奨励援助基準」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であること。
  - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体
  - イ 教育研究機関、教育研究団体、教育に関する法人等公共性を有する機関又は団体
  - ウ 団体の設立目的、活動状況等が委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に反しないと認める団体
- (2) 事業の内容が次に掲げる事項に該当するものであること。
  - ア ~~事業の内容が~~教育又は学術の振興に寄与するもので、公共性のあるもの
  - イ ~~事業の内容が~~委員会の定めた学校教育及び社会教育に関する方針等に即したもの

2 委員会は、事業の主催者が前項第1号ウに該当する団体であるときは、前項第2号に掲げる事項に加え、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、事業の奨励援助を行うものとする。ただし、事業の内容が次に掲げる事項の全てに該当しない場合であっても、教育長が特に必要と認めるときは、事業の奨励援助を行うことができ

る。

(1) 参加者に入場料、参加費等の金品（出品料、出店料その他これらに類するものを除く。）の負担を求める場合には、教育長が別に定める金額を超えないもの（事業の主催者が本市において活動実績を有する団体である場合を除く。）

(2) 事業が本市、隣接する市その他教育長が別に定める市において開催されるもの  
(承認)

第4条 事業の奨励援助を受けようとする者は、当該事業の開始日1か月前までに、奨励援助申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施要綱又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励援助の承認の決定をした場合は奨励援助承認決定通知書（様式第2号）により、不承認の決定をした場合は奨励援助不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 教育長は、奨励援助の承認に当たって、条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第5条 事業の奨励援助の承認を受けた者（以下「奨励援助決定者」という。）は、当該承認に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。ただし、変更に係る事項が軽易なものであると認められるときは、この限りでない。

（承認の制限）

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、奨励援助を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする事業
- (2) 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれのある事業
- (3) 事業の規模及び内容から勘案して著しい教育的効果が期待できない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めた事業

(承認決定の取消し)

第7条 教育長は、~~偽りその他不正な手段により承認を受けた者に対して~~次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励援助の承認の決定を取り消すことができる。~~この場合において、交付した賞状があるときは、その返還を求めることができる。~~

(1) 奨励援助決定者が偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 事業が奨励援助基準を満たさなくなったとき。

(3) 奨励援助決定者が第4条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消したときは、奨励援助承認決定取消通知書(様式第4号)により、当該奨励援助決定者に通知するものとする。

(賞状の返還)

第8条 教育長は、前条第1項の規定により奨励援助の承認の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励援助決定者に交付した賞状があるときは、その返還を命じることができる。

(報告)

第8-9条 ~~奨励援助の承認を受けた者~~奨励援助決定者は、事業完了後1か月以内に、奨励援助事業報告書(様式第4-5号)に事業の決算書を添付して、教育長に提出しなければならない。

(補則)

第9-10条 この規程に定めるもののほか、奨励援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。

附 則(平成25年教委庁達第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市教育委員会奨励援助に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る奨励援助について適用し、同日前の申請に係る奨励援助については、なお

従前の例による。

附 則（令和 3 年教委庁達第 2 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年教委庁達第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

奨励援助申請書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会教育長

（申請者）団体名  
ふりがな  
 代表者名  
 住 所  
 連 絡 先

（担当者）氏 名  
 住 所  
 連 絡 先

大東市教育委員会奨励援助に関する規程第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

奨 励 援 助 名	共 催	後 援	賞 状 交 付
開 催 事 業 名			
事 業 開 催 の	目 的		
	内 容		
	日 時		
	場 所		
	対 象		
	参加者負担	あり（	円）
他の後援等申請先			
広報チラシ等配布	あり（対象：	）	なし
誓 約 事 項 等	（確認の上、□にチェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> 申請者は、大東市暴力団排除条例第2条第1項から第3項までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 上記誓約に反することが明らかになった場合は、承認を取り消されても異存ありません。 <input type="checkbox"/> 承認を取り消された場合において申請者に損害が生ずることがあっても、大東市教育委員会がその賠償の責を負わないことについて同意します。 <input type="checkbox"/> 上記誓約内容を確認するため、大東市教育委員会が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。		

※添付書類 実施要綱又は事業計画書、収支予算書、役員名簿、その他

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励援助は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第4条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 奨励援助名
  
- 2 対象事業名
  
- 3 奨励援助申請書記載の開催事業を変更する場合は、承認を受けなければならないものとする。ただし、変更に係る事項が軽易な場合は、届出をもってこれに代えることができる。
  
- 4 奨励援助の条件
  
- 5 事業開催中に生じた事故等については、本市は一切その責を負わないものとする。

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった奨励援助は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第4条の規定により、下記のとおり不承認とするので通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 主催団体名
- 3 開催日時
- 4 開催場所
- 5 不承認理由

[ ]

第 号

年 月 日

様

大東市教育委員会教育長

奨励援助承認決定取消通知書

年 月 日付け大東教委 第 号で承認の決定を行った奨励援助について、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第7条第1項の規定により、下記のとおり承認の決定を取り消します。

記

1 対象事業名

2 取消しの理由

※ 上記の決定については、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から後援名義等の名称を削除すること。

また、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しません。

奨励援助事業報告書

年 月 日

（~~あて先宛先~~）大東市教育委員会教育長

（報告者）団体名  
代表者名  
住 所  
連 絡 先

大東市教育委員会の奨励援助について、対象となる事業が完了しましたので、大東市教育委員会奨励援助に関する規程第89条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	
主催者名	
開催日時	年 月 日 ～ 年 月 日
開催場所	
他の後援等団体	
参加者数	
事業の成果	
添付書類	

※添付書類 決算書、その他

※事業完了後1か月以内に報告してください。

## 大東市教育委員会奨励援助の実施に関する要領（案）

令和 年 月 日

### （目的）

第1条 この要領は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程（平成17年教委庁達第1号。以下「規程」という。）に基づき大東市教育委員会が行う奨励援助（以下「奨励援助」という。）の承認基準等の詳細に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （奨励援助の承認基準）

第2条 規程第3条第1項第1号ア及びイに該当する団体が主催する事業については、事業の内容が同項第2号ア及びイに該当する場合において、奨励援助を行うことができる。

2 規程第3条第1項第1号ウに該当する団体が主催する事業については、同条第2項及び次項の規定に基づき、奨励援助の可否を判断する。

3 規程第3条第2項第1号の教育長が別に定める金額は10,000円とし、活動実績を有する団体は規程第4条第1項の規定による提出のあった日から起算して過去2年以内に継続的又は反復的な活動が認められ、かつ、当該活動全てを支障なく完遂している団体とし、同項第2号の隣接する市その他教育長が別に定める市は大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市並びに奈良県生駒市とする。

### （補則）

第3条 この要領に定めるもののほか、奨励援助の承認基準等の詳細に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要領は、大東市教育委員会奨励援助に関する規程の一部を改正する規程（令和7年教委庁達第 号）の施行の日から施行する。

教委議案第 21 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号及び第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されることに伴い、本市の結果概要を市ホームページ等で公表する内容及び方法等についての方針を定めるため。

## 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

### 1. 市全体の結果について

(方法)

- ・ 広報だいたう及び市教育委員会ホームページに掲載する。

(内容)

- ・ 各教科の平均正答率等（国語、算数・数学、理科）
- ・ 教科の領域ごとの概要と課題
- ・ 児童・生徒質問紙調査の結果
- ・ 市の取組み 等

### 2. 市内各学校の結果について

(方法)

- ・ 各校より各家庭へ結果を配付する。

(内容)

- ・ 各教科領域別の概要
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策
- ・ 学力向上のための取組み 等

※令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

7. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

平成 9 年 3 月 2 8 日

条例第 3 号

(公開しないことができる情報)

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)、団体又は個人の事業者(以下「法人等」という。)に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康及び生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から市民を守るために必要とされる情報

ウ ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められる情報

(2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報

(3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

(4) 公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 市の内部機関又は機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討又は調査等に著しい支障がある情報

イ 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報

ウ 市と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障がある情報

## 令和7年度事業概要について

### ◎ 令和7年野崎青少年教育センター運営目標

- ① 青少年の健全育成を推進するため、規範意識や人権意識の高揚を図り、書道をはじめとした各種教室や参加型の事業を通して子どもたちの自主的活動を支援し、楽しく安心して過ごせる居場所づくりを行う。
- ② 地域教育協議会や近隣の小学校等との交流を通じて地域連携を進め、学校や学年の枠を超えた出会いの場を形成するなどして、施設の魅力向上を図る。
- ③ 利用中の怪我の防止や非常時の対応など、利用者に対する安全対策を徹底する。
- ④ 本施設の在り方を再検討して、現状に応じた方向性を見出し、将来に向けて地域ニーズにも留意した事業展開を目指す。

### ◎ 【青少年健全育成事業（生涯学習事業）】

1. 書道教室（6月開始：通年25回実施）
2. 各種教室（随時実施） 手芸・木工作・料理など
3. 夏季休業期間中 手芸・・・刺繍・コースター  
木工作・・・壁掛け時計  
料理・・・ドーナツ  
体験事業・・・しぼり染め体験・アート体験（ワークショップ及びライブペイント）  
スポーツ大会・・・卓球・けん玉
4. 人権学習会（5月：憲法週間 8月：平和学習 12月：人権週間）
5. チャレンジ企画（随時実施） 一輪車など
6. 季節の行事（10月：秋まつり・ハロウィン 12月：クリスマス会など）
7. 親子アウトドア教室（11月）
8. ファミリー自然観察会（2月）
9. おたのしみ会（3月）

### ◎ 【地域・学校交流事業】

1. 四条フェスティバル（しじょっこ地域教育協議会主催）  
開催日：11月8日（土） 場所：四条小学校  
※今年度も、けん玉教室で出店予定
2. 昔あそび教室（けん玉・こま・集団あそび）を通しての交流
  - (1) 四条小1年生 開催時期：1月  
場所：四条小学校及び野崎青少年教育センター運動広場
  - (2) 市立保育所・こども園（野崎・南郷・北条）5歳児クラス  
開催時期：12月～2月 場所：各保育所・こども園

### ◎ 【広報・啓発】

センター通信『で・あ・い』（隔月発行）  
広報『だいとう』やホームページ、SNSの活用

## 令和7年度事業概要について

### ◎ 令和7年北条青少年教育センター運営目標

- ① 青少年の健全な育成を推進するため人権意識の高揚を図りながら、習字・ダンス等の教室事業を通じ青少年が楽しく安心して過ごせる居場所を作る
- ② ふれ愛教育協議会や公共施設等連絡会等を通じ、学校・地域連携を進め、子どもたちの自主的活動を支援する
- ③ 本施設の在り方を再検討し、現状に応じた方向性を見出し、将来に向けた事業を確立すると同時に法制的な裏付けを強化する

### ◎ 【生涯学習事業】 青少年健全育成事業

令和7年度実施予定は9事業(決定)で2事業追加予定

4月 工作教室 カーネーションづくり 実施済み

5月 農園教室 開始 各教室募集随時開始

6月 ダンス教室 習字教室等 通年教室事業開始

### ◎ 【地域交流事業】

#### 1. 夏のタベ

開催日 8月22日予定

場 所 北条人権文化センター

今年度もヨーヨー釣りで出店予定

#### 2. ふれ愛フェスティバル

開催日 11月8日予定

場 所 いいもりぷらざ

今年度もスマートボールで出店予定

ステージもダンス教室参加希望とする

#### 3. センターこどもまつり&ライブ

開催月 3月14日予定

場 所 北条青少年教育センター全館

今年度も外部よりステージ出演者を入れる方向で検討を進める

家庭・地域教育課『いくカフェ』をセンターで同時開催予定(昨年実施)

### ◎ 【学校交流事業】 北条小学校1年生 施設見学・利用体験実施

### ◎ 【広報・啓発】

月1回センターだより『北斗』発行

こども臨時号も年1回から2回発行

## (仮称) 大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について

### 1. 今年度、現在までの状況

#### ① 基本設計等

中学校長との工事中の教室利用に係る、個別協議を実施  
教室配置や工事計画等、概要について確認(但し、実施設計で微修正の可能性あり)  
特別教室等のあり方について、小・中ワーキングチームから意見聴取中

#### ② 庁内調整

- A. 建設関連…基本設計の進捗に伴い、確認や詳細説明を要するもの
- B. 教育所管以外の補助金関係…作業工程の決定に伴い、補助申請の協力を求めるもの
- C. 事務手続き関連…入札実施に際し、合意形成を要するもの

### 2. 今後の主な予定

#### ① 予算

予算額について、令和7年9月議会補正予算にて要求  
義務教育学校校舎分に加え、道路、公園、校庭貯留についても、合わせて要求予定

#### ② 契約

予算議決後、公募による総合評価競争一般入札を実施し、令和8年3月議会での契約議決後、本契約締結予定

#### ③ 地域(工事)説明会

開催時期 8月中旬～下旬

開催内容 <<継続>> 義務教育学校概要(設置目的、教育内容)

<<新>> 基本設計概要(外観・教室配置・工事スケジュール)

説明対象 近隣住民、保護者

実施理由 ・工事による影響についての事前説明

・保護者等への開校時期、制度等、現時点での方向性についての説明

#### ④ 学校名について

令和7年度、児童生徒の声を生かした形で決定予定

その進め方については検討委員会にて協議することを想定